

	厚木市住民投票条例	多治見市市民投票条例	名張市住民投票条例	大口町まちづくり基本条例(第18～27条)
施行日	平成25年4月1日	平成22年4月1日	平成18年1月1日(平成24年7月9日改正施行)	平成22年4月1日
目的	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号)第36条第1項の規定に基づき、住民投票の実施について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住民投票の実施)</p> <p>第2条 住民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の提案(以下「市長提案」という。)に基づき実施されるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市政の重要事項(以下「重要事項」という。)について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させるため、市民による直接投票(以下「市民投票」という。)の手續について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成17年条例第13号。以下「自治基本条例」という。)第31条第2項の規定に基づく住民投票の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	
定義	<p>(住民投票に付することができる事項)</p> <p>第3条 住民投票に付することができる事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項</p> <p>(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げる事項に類すると認められる事項</p>	<p>(重要事項)</p> <p>第2条 前条に規定する重要事項とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項であつて、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。</p> <p>(2) 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民が投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項</p>	<p>(住民投票に付することができる事項)</p> <p>第2条 自治基本条例第31条及び第32条に規定する市政に係る重要事項とは、市及び住民全体に利害関係を有する事案であつて、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を明確に表示すべき事項を除く。</p> <p>(2) 法令の規定により住民投票ができる事項</p> <p>(3) 市の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>(4) もっぱら特定の住民又は地域に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でない事項</p>	<p>(住民投票にかけることができる重要事項)</p> <p>第18条 住民投票にかけることができる町政運営上の重要事項(この後、「重要事項」といいます。)は、現在又は将来の住民主権の地方自治又は住民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとします。ただし、次の事項は住民投票にかけることができる事項から除きます。</p> <p>(1) 町の執行機関の権限でない事項</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 特定の住民又は地域に関する事項</p> <p>(4) 議会や町の執行機関の組織、人事又は財務に関する事項</p> <p>(5) 第1号から第4号に定めるもののほか、住民投票にかけることが適当でないと認められる事項</p>
住民投票の請求及び発議	<p>(請求資格者)</p> <p>第4条 第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民(以下「請求資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。</p> <p>(実施の請求)</p> <p>第5条 請求資格者による住民投票の請求(以下「市民請求」という。)は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者(以下「請求代表者」という。)から市長に対し、書面により行うものとする。</p> <p>2 議会による住民投票の請求(以下「議会請求」という。)は、議決により市長に対し行うものとする。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。</p>	<p>(市民投票の請求及び決定)</p> <p>第3条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項に規定する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名簿に登録されている者は、重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 前項に規定する署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。</p> <p>3 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要事項について、市長に対して書面により市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>4 市長は、重要事項について、自ら市民投票の実施を決定することができる。ただし、議会の議決を経なければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第3項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>第6項は「実施の決定」に記載</p>	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第4条 住民投票は、次の場合に実施する。</p> <p>(1) 自治基本条例第31条第1項の規定により市長が実施するとき。</p> <p>(2) 自治基本条例第32条第1項の規定による請求又は同条第3項の規定による発議により、同条第4項の規定による議決があったとき。</p> <p>(3) 自治基本条例第32条第5項に規定する要件を満たしたとき。</p> <p>【名張市自治基本条例】</p> <p>(住民投票)</p> <p>第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。</p> <p>3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(住民投票の発議及び請求)</p> <p>第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。</p>	<p>(住民からの請求による住民投票)</p> <p>第20条 投票資格者は、前条の投票資格者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、町長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができます。</p> <p>2 町長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p>

			<p>3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。</p>	
条例の制定又は改廃に係る市民請求の特例				
住民投票の形式	<p>(住民投票事項の形式)</p> <p>第6条 住民投票に付する事項(以下「住民投票事項」という。)の形式は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。</p>	<p>(市民投票の形式)</p> <p>第4条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長の決定(以下「市民請求等」という。)による市民投票に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は決定されたものでなければならない。</p>	<p>(住民投票の形式)</p> <p>第7条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とする。</p>	<p>(住民投票の形式)</p> <p>第21条 前条第1項に規定する請求による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求されたものでなければなりません。</p>
住民投票の執行	<p>(住民投票の執行)</p> <p>第8条 住民投票は、市長が執行する。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に係る事務を厚木市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任する。</p>	<p>(市民投票の執行)</p> <p>第5条 市民投票は、市長が執行するものとする。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。</p>	<p>(住民投票の執行)</p> <p>第8条 住民投票は、市長が執行するものとする。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。</p>	
実施の決定 選挙管理委員会の事務	<p>(実施の決定)</p> <p>第9条 市長は、市民請求があった場合において、規則で定める住民投票の実施の要件に該当すると認め受理したとき又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により住民投票の実施を決定したとき又は市長提案により住民投票の実施を決定したときは、直ちに告示するとともに、同項の規定により実施する住民投票については選挙管理委員会及び請求代表者又は議会の議長に、市長提案により実施する住民投票については選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>第3条</p> <p>6 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第4項の規定により自ら市民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を公表するとともに、多治見市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(選挙管理委員会への通知)</p> <p>第6条 市長は、第4条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を公表するとともに、名張市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第22条 町長は、第20条の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を大口町公告式条例(昭和25年大口村条例第3号)第4条に基づき告示しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による告示の日から数えて90日以内に投票日を定め、住民投票を実施するものとします。</p>
投票資格者	<p>(投票資格者)</p> <p>第10条 住民投票の投票権を有する市民(以下「投票資格者」という。)は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第7条 市民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上多治見市の区域内に住所を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市民投票における投票の資格を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法</p>	<p>(住民投票の投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者及び永住外国人で、引き続き3月以上名張市に住所を有するもの(その者に係る名張市の住民票が作成された日(他の市町村等から名張市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第30条の46の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上名張市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)とする。</p>	<p>(住民投票の投票権がある者)</p> <p>第19条 市民投票の投票権がある者(この後、「投票資格者」といいます。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。この後、「公職選挙法」といいます。)第22条の選挙人名簿に登録されている者としてします。ただし、選挙人名簿に登録されている者であっても、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出をしたものは、投票資格者からは除きます。</p>

		<p>等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「公選法等規定」という。)により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 前項に規定する者のうち年齢満18年以上20年未満の者を公職選挙法第9条に規定する選挙権を有する者とみなして公選法等規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p>	<p>2 前項に規定する永住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の 在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特 例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p>	
代表者 証明書 の交付 等				
投票資格者 名簿の調製	<p>(投票資格者名簿)</p> <p>第11条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。この場合において、投票資格者名簿については、本市の選挙人名簿をもってこれに代えることができる。</p>	<p>(投票資格者名簿)</p> <p>第8条 選挙管理委員会は、投票資格者について、市民投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製するものとする。</p> <p>2 投票資格者名簿への登録は、多治見市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る多治見市の住民票が作成された日(他の市町村から多治見市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上多治見市の住民基本台帳に記録されているものについて行う。</p>	<p>(投票資格者の登録)</p> <p>第9条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>2 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から7日までの間に住民投票を実施する場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。</p> <p>3 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合においては、第11条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。</p>	
被登録 資格				
登録				
住民投票 の請求に 必要な 署名数の 告示			<p>(住民投票の請求に必要な署名数の告示)</p> <p>第10条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに投票資格者名簿に登録されている者の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。</p>	
住民投票 の期日	<p>(投票日)</p> <p>第12条 選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による告示があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲において、住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に本市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは知事の選挙又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が必要と認めるときは、投</p>	<p>(市民投票の期日)</p> <p>第6条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第3条第6項の規定による通知の日から起算して30日を経過した日以降90日を超えない期間内において、市長が定める日とする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会にこれを通知しなければならない。</p> <p>3 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。</p>	<p>(住民投票の期日)</p> <p>第11条 選挙管理委員会は、第6条の規定による通知があった日から起算して30日を経過して90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定める。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、三重県又は名張市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。</p>	

	票日を変更することができる。 4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を直ちに告示しなければならない。			
投票所等	(投票所) 第13条 投票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。 (投票及び開票) 第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに厚木市公職選挙法令執行規程(昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号)の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の例による。		(投票所) 第12条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、投票日の5日前までに投票所を告示しなければならない。	
投票資格者名簿の登録と投票		(投票資格者名簿の登録と投票) 第9条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。		
投票資格者でない者の投票		(投票の資格のない者の投票) 第10条 投票日(第13条に規定する期日前投票にあつては、投票の当日)に、投票の資格を有しない者は、投票をすることができない。	(投票することができない者) 第13条 次の各号に掲げる者は、当該住民投票の投票をすることができない。 (1) 第9条第3項の規定による投票資格者名簿に登録されていない者 (2) 第9条第3項の規定による投票資格者名簿に登録された者であっても、投票日の当日において第3条第1項各号に該当しない者 (3) 投票日の当日、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者	
投票の方法	(投票の方法) 第14条 投票は、住民投票事項ごとに、1人1票とする。 2 投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。 3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書しなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、投票用紙に○の記号を自書することができない投票人は、点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。)による投票をし、又は代理投票をさせることができる。	(投票の方法) 第11条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。 2 市民投票を行う者(以下「投票人」という。)は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより点字投票又は代理投票をすることができる。	(投票の方法) 第14条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。 2 住民投票の投票を行う投票資格者は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、代理投票をすることができる。	
投票所における投票		(投票所における投票) 第12条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。	(投票所における投票) 第15条 投票資格者は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。	
期日前投票等	(期日前投票等) 第15条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。	(期日前投票等) 第13条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。	(期日前投票等) 第16条 投票資格者は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。 2 前項の期日前投票は公職選挙法第48条の2の規定の例によるものとし、不在者投票は同法第49条の規定の例によるものとする。	
無効投票	(無効投票) 第17条 次に掲げる投票は、無効とする。	(無効投票) 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。	(無効投票) 第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。	

	<p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の記号を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p>	<p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したものの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第11条第3項に規定する点字投票による投票の無効については、規則で定める。</p>	<p>(1) 所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>(2) ○の記号以外の事項を記載したもの</p> <p>(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの</p> <p>(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの</p> <p>(5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの</p> <p>(6) 白紙投票</p>	
情報の提供	<p>(情報の提供)</p> <p>第20条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、市民に対し住民投票に関する必要な情報を提供するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない。</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第16条 選挙管理委員会は、第6条第3項の規定による告示の日(以下「投票告示日」という。)から投票日の2日前までに、市民請求等の内容の趣旨及び同項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。</p> <p>2 市長は、投票告示日から投票日の前日までの間、市民請求等の内容を記載した文書の写し及び市民請求等の事案に係る資料その他行政上の資料を一般の縦覧に供するものとする。ただし、多治見市情報公開条例(平成9年条例第22号)第6条に規定する公開することができない又は公開しないことができる公文書に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施する等、投票資格者に対し住民投票に係る情報を広く提供しよう努めなければならない。</p> <p>4 市長は、前2項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。</p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第18条 選挙管理委員会は、投票日の前日までに、住民投票に係る請求又は発議の内容の趣旨及び第11条第2項に規定する告示の内容その他住民投票に関し必要な情報を市広報その他適当な方法により、投票資格者に提供するものとする。</p>	
投票運動	<p>(住民投票運動)</p> <p>第21条 住民投票に関する投票運動(住民投票事項に対し賛成又は反対の意思を表明する運動、投票を呼び掛ける運動等住民投票に関する運動をいう。)は、自由に行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。</p>	<p>(投票運動)</p> <p>第15条 市民投票に関する運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。</p> <p>2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。</p>	<p>(投票運動)</p> <p>第19条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。</p>	
住民投票の成立要件等				<p>(住民投票の成立要件等)</p> <p>第23条 住民投票は、一つの住民投票を行った事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。この場合においては、開票作業その他の作業は行わないものとします。</p> <p>2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとします。</p>
投票結果	<p>(投票の結果)</p>	<p>(投票結果の告示等)</p>	<p>(投票結果の告示等)</p>	<p>(投票結果等の告示及び通知)</p>

果の告示等	第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちに告示するとともに、住民投票が市民請求によるものである場合には請求代表者に、議会請求によるものである場合には議会の議長にその結果を通知しなければならない。	第 17 条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求に係る市民投票について、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。 3 市長は、議会請求に係る市民投票について、第 1 項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、その内容を直ちに市議会議長に通知しなければならない。	第 20 条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、選挙管理委員会から前項による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知するとともに、市議会議長に報告しなければならない。	第 24 条 町長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、第 20 条第 1 項の代表者及び議会の議長にこれを通知しなければなりません。
投票結果の尊重			【名張市自治基本条例】 (住民投票) 第 31 条 略 3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	(投票結果の尊重) 第 26 条 住民、議会と町の執行機関は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。
市民請求等の制限期間	(請求等の制限期間) 第19条 住民投票が実施された場合は、前条の規定により投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について、第5条の規定による住民投票の請求又は市長提案を行うことはできない。	(市民請求等の制限期間) 第18条 この条例による市民投票が実施された場合には、その結果が告示された日から起算して2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。	(再請求等の制限期間) 第 21 条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 1 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第 4 条の規定による投票を実施することができないものとする。	(請求の制限期間) 第 25 条 この条例による住民投票が実施された場合(第 23 条第 1 項の規定により住民投票が成立しなかった場合を含みます。)には、その投票結果の告示の日から 3 年間は、同一の事項又はその事項と同じ趣旨の事項について、第 20 条第 1 項の規定による請求を行うことができません。
投票及び開票	(開票所及び開票日) 第16条 開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。 (投票及び開票) 第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに厚木市公職選挙法令執行規程(昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号)の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の例による。	(投票及び開票) 第19条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25 年政令第89 号)及び公職選挙法施行規則(昭和25 年総理府令第13 号)並びに多治見市選挙執行規程(昭和38 年選挙管理委員会告示第 7 号)の規定の例による。	(投票及び開票) 第22条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに名張市公職選挙執行規程(昭和33年選挙管理委員会規程第1号)の例による。	(投票及び開票) 第 27 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票や開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)や公職選挙法施行規則(昭和 25 年総理府令第 13 号)と大口町公職選挙管理規程(昭和 42 年選管規程第 1 号)の例によるものとします。
委任	(委任) 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。	(委任) 第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	(委任) 第 23 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	
	(市民請求に関する手続) 第7条 この条例に定めるもののほか、市民請求に関する手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)に定める直接請求の手続の例による。		(住民投票の請求手続等) 第 5 条 住民投票の請求に係る事案は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求しなければならない。 2 署名に関する手続等は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 7 項から第 9 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。	
	(意見聴取) 第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くものとする。			